

○林委員長

それでは、1の陳情審査を始めます。まず、（1）新たに送付された陳情書のうち、①の送付30-8、千代田区議会に対する陳情と、（2）の継続審査となっている陳情のうち、①送付30-1、明大通り・街路樹の保存に関し拡大協議会開催を求め、加えて道路整備方針に関する陳情と、②の参考送付、現下検討中の道路整備方針に関する陳情の計3件の、明大通り・道路整備方針に関する陳情を一括して審査したいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。それでは、陳情書の朗読は省略させていただきます。

関連する報告を先に受けてから、審査に入りたいと思います。

報告事項（1）の千代田区道路整備方針（素案）について、執行機関から報告をお願いいたします。

○須貝基盤整備計画担当課長 千代田区道路整備方針（素案）について、環境まちづくり部資料1に基づき説明させていただきます。本年4月25日と5月25日の当委員会でご意見をいただいたところでございます。前回、この資料1-4の区の計画や施策との関係がわかりにくいということで、チャートを見直させていただきました。

こちらの資料をごらんください。基本構想から基本計画と来まして、その下にまちづくりに関する計画というくりがございまして。その中に都市計画に関する基本的な方針として都市計画マスタープランがあり、その他、道路整備に関連する個別計画等として、交通バリアフリー基本構想や緑の基本計画などがございまして。この道路整備方針はこれらのさまざまな計画や施策と整合を図っております。

この当委員会の中や本会議におきまして、世田谷区の「せたがや道づくりプラン」や杉並区の「すぎなみの道づくりについて」という道路整備方針の話が何度か出ておりました。答弁の中でも申しておりますが、その両区とも防災面や安全面での課題を抱えておりました。道路の新設それから拡幅など、まさに名前のとおり道づくりという都市計画的な整備に重点を置いて定めた方針でございます。千代田区の道路整備方針とは目的ですとかその位置づけというものが異なるものでございます。

本日ご意見をいただいて、後にパブコメを行い、幅広くご意見を伺ってまいります予定でございます。よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○林委員長 そのほかには、明大通りについては、特に進捗状況は変化なしですか。

道路公園課長。

○谷田部道路公園課長 道路公園課長でございます。

沿道協議会につきまして、現在、1期工事でもう既に6月末で完了しております駿河台の西町会と、それから2期工事の部分であります小川町三丁目西町会、この2町会の町会長さんともご相談をさせていただいて、この沿道の協議会を設置して、工事の内容についての状況と、それから整備後のにぎわいづくりですとか交通安全にもかかわることも含めまして、協議会でいろいろと議論していこうということで、ご了解をいただいております。ただ、2期工事の小川町三丁目西町会におきましては、これからの工事ということも

ございまして、一度勉強会を、まず、その協議会を立ち上げる前に勉強会を開いてもらえないかという話がございました。今現在、会長、副会長様と協議を進めているところでございますが、7月中旬に1回勉強会をやって、その後、この沿道協議会につなげていくようなスケジュール感で考えてございます。

以上でございます。

○林委員長 はい。ということで、執行機関からの進捗状況の報告でございました。

委員の方。執行機関に確認したい点、かな。

○木村副委員長 その協議会について伺います。

で、この陳情書を拝見いたしますと、その協議会、拡大協議会を開催してほしいと。急いで開催してほしいと。これは委員会の集約でもありましたから、そういう内容と、それから街路樹のあり方を道路整備方針にきちんと反映させてほしいと、こういう二つの内容に大きく分類するとあるんじゃないかと思うんですね。

まず、ちょっと協議会について伺いたいんですけども、今のご報告ですと、小川町西町会ですか、ここは初めて、今回、協議会にも加わるということもあって、勉強会をと。でも、7月中旬に一度というお話でした。そうなりますと、例えば9月ぐらいからいよいよ協議会が始まるのかと。今後のスケジュール感なんだけれども、その後、大体何年ぐらいでその沿道協議会の協議が行われ、そして拡大協議会はどういうスパンで設定されていくのか。その辺のスケジュール感というのはございますか。

○谷田部道路公園課長 この沿道協議会につきましては、当然ながら、ここの通りに面してお住まいであり商売をされている方、ここが一番関係するというか、日常的に使われているという方たちでございますので、まずはこの沿道協議会で、きちんと皆さんの共通認識をしていただいた上で、この通りをどうしていくか。そこはやっぱりどうしても考えていく場としては必要であろうというふうに考えてございますので、その中で、今回、小川町三丁目西町会につきましては、新たに工事が始まるということもございますので、まずは町会として最初に勉強会を開いていただきたいということで、7月中旬に今検討しているところでございます。その後、実際にやってみて、その勉強会であとどのぐらいの回数を重ねていくかというのはまだちょっと見えてございませんけれども、できればその後9月ぐらいからはこの協議会を開いて、駿河台西町会も含めた協議会として進めていきたいなというふうに考えてございます。

拡大協議会というのも、これもいろんなご意見があろうかと思いますが、余り広げている意見を聞いて、それがなかなか集約し切れない状況もあろうかと思っておりますので、まずは沿道協議会できちんと議論した上でというふうに考えてございます。

○木村副委員長 全体のスケジュール感、とにかく2期工事があるわけで、大体その沿道協議会の議論も大体どのぐらいでというのは、腹づもりの中じゃあると思うんですよ。そういう全体的なスケジュール感ということを、今お話になかったの。それと、それから沿道協議会のメンバー、ちょっともう一度確認させてください。

○谷田部道路公園課長 まず全体のスケジュールに関しましては、これ、2期工事が3定の契約議案になろうかと思っております。今、予定では。

○木村副委員長 3定。

○谷田部道路公園課長 そうすると、工事の着手が年内12月ぐらいになろうかというこ

とでありますので……

○木村副委員長 随分早いね。

○谷田部道路公園課長 それまでには、この協議会の中でいろいろと議論をしていって、ある程度の認識を深めていきたいなというふうに思っているところでございます。

それから、メンバーに関しましては、これも当然どういうメンバーでその協議会を立ち上げるかということについては、まだこれからというふうに考えてございます。今、町会長にもご相談も差し上げていますけども、それプラス、それから大学関係もございまして、少なくともそこに、沿道に面している方たちは対象と考えていますが、その具体的なメンバーについては、またこれからだということでございます。

○木村副委員長 ごめんなさい。今のお話を復習いたしますと、その沿道協議会のまだメンバーは決まっていないと。そうしますと、その協議会の議論というのはこれからなわけですよ。ところが3定に議案が出てくるわけ、契約議案が。大体、沿道協議会の議論を踏まえて契約議案というのは出てくるんでしょう。協議会のメンバーも決まらず、協議会の立ち上げもままならないうちに、3定には出てくると。それは決まっていると、契約議案が。我々委員会は何をもって判断すりゃいいんでしょうかね、そうしたら、そういう契約議案を。全然、これまでこれだけの陳情書が出てきて、なぜこういう陳情書が出てきたのかという、その辺の背景を全く理解されておられないというふうに指摘せざるを得ませんよ。こんないいかげんなやり方がありますか。だって、委員会の集約として協議会を設置し、沿道協議会ね。明大通り全体をきちんと整備できるような、議論できるような、アダプト制も見据えてですよ、沿道協議会でしっかり議論をしてと。これは委員会の集約として投げかけ、その方向で対応しましょうと。沿道協議会も拡大協議会のスケジュール感もわからない。メンバーもまだ決まらない。ところが契約議案だけ3定に出すと。こんなやり方ってありますか。余りにも委員会集約をないがしろにするやり方だと、そう言えませんか。ちょっとお考えを示してください。

○林委員長 まあ、議案ですので、出す、出さないというのは、長ですとか庁内で判断するので、一応年度スケジュールとして当初予算のそんな感じだったけれどもというお話があって、そうすると何となくつながるんですけど、ありきになってしまうと、こういう、ね、メンバーも決まっていない、日程も決まっていないでと、ひとり歩きしてしまうんで、その辺だけちょっと改めて再確認したお話をさせていただいたほうがよろしいと思うんですけども。

○谷田部道路公園課長 はい。申しわけございません。あくまでもこれは、年度当初のスケジュールではそういう状況でございます。当然ながら、これ、沿道協議会を開いて、その議論を深めた中で成果として上がってくるということは我々も認識してございますので、今の段階では道路のある程度拡幅をしてという部分については、これはそれほど問題はないのかなとは思っていますが、街路樹につきましてはこういった陳情も出てございますので、その辺はきちんと整理をした上でというふうに考えてございます。

○木村副委員長 道路整備でバリアフリーに反対している人は一人もいないですよ。だって、陳情というのは全て街路樹でしょ、出発点は。そこで、樹種も含めて皆さんいろんなご意見があるわけですよ。

意見を言う方というのは、あの明大通りのまちなみやお茶の水が好きだからでしょ。無

関心だったら、陳情書なんか出してこないわけですよ。ですから、その声をどうやって受けとめるのかというのは我々議会も問われているし、行政だって問われているわけですよ。当初のスケジュールありきで突っ走るというだけでは、これは、あのまちを愛してくれる人たちとの心がどんどんどんどん離反していってしまいますよ。その辺は、行政として、きちんと対応していただきたいと。

で、今後、これ、基本的立場として、その協議会での議論を経て、いわゆる契約議案というのは当然出てくる。これはこれまでのやり方はそうでしたから。国交省のガイドラインを言ったときも、千代田では違うんだと。道路整備方針の示しているように、協議会をつくって、それで進めているんだということをさんざん本会議で答弁されているわけで、協議会で議論が十分になされないまま契約議案を出してくるというのは、これまで区が説明してきたこととも異なりますので、その辺は、別に無理難題を言っているつもりはないんですよ。きちんと協議会での議論を、十分な議論を経て契約議案を出してくるというのが、これは区のこれまでのスタンスではなかったかと。ちょっとそれを確認させてください。

○谷田部道路公園課長 ええ。まさにおっしゃるとおりでございますので、そこはきちんと議論した上で、まあ、これはスケジュールありきではなくて、その議論を踏まえた上で、のそういう次のステップというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

○木村副委員長 はい。

○林委員長 いいですかね、沿道協議会については。

ほかに。

○岩佐委員 何度も言っているんですけども、道路のことですし、病院の近くの道路の話ですから、沿道協議会ですとか拡大でも、障害のある方、本当は病気の方もと言いたいですけど、病気の方をお呼びするわけにはいかないの、障害のある方をしっかりと早い段階から入れていただきたいという、それは勉強会も含めてどの時点でお考えなんですか。

○谷田部道路公園課長 まずは最初に勉強会と、これは町会のほうから要望があって、それをまずやってほしいということでございますので、そこはもう町会の皆さんにお声かけしてやっていくような形かなと思っています。ただ、その後の今度この沿道協議会のメンバーにつきましては、当然ながら病院も大学も、そこに沿道に沿って生活なり仕事をされている方はもちろん対象でございますので、そこはもちろんお声かけしながら進めていくというふうに考えてございます。

○岩佐委員 病院は経営する側なので、そうじゃなくて、その利用する側ですよ。だから障害のある方の当事者団体の方にお声をかけていただいて、課題をしっかりと抽出していただきたいんですね。その沿道協議会の前の勉強会というの、その地元の方たちが多分きつと課題を抽出して方向性を決めていかれると。私は、でもそこはすごく重要だと思っていて、もちろん街路樹というのはすごく大事ですけども、本来はバリアフリーのための拡幅、歩道拡幅で、それは誰のためかということ、やはりそれは健康じゃなくて歩きづらい方とか、そういった方もしっかりと歩きやすいまちづくりをしていくということが一番の目的だったと思うんですよ。その方たちが一番最後にどこかで意見を聞かれるというのではなくて、もっと早い段階でしっかりと、こういった道路づくりじゃないといけない

という声を聞いていかなきゃいけないというので、まだちょっと位置づけが見えてこないんですけども、そこはどの時点でお声をかけるのか、もう一度お聞かせいただけますか。
○林委員長 休憩しますか。いける。どうする。やる。

道路公園課長。

○谷田部道路公園課長 当然ながら、一番これ、目的はバリアフリーというのは、これは一番大きな課題でございますので、それに関しましては、これ、マニュアルに沿った整備内容はもちろんなんですけども、当然ながら、そういった方たちのご意見等も聞けるように取り組んでまいりたいと思います

○岩佐委員 うん。だから、その、いつ。

○谷田部道路公園課長 あ。いつ。

○林委員長 休憩しましょうよ。休憩します。

午前10時48分休憩

午前10時56分再開

○林委員長 委員会を再開いたします。

どっちが答えるんだ。

○谷田部道路公園課長 お時間を頂戴しまして、申しわけございません。今、岩佐委員からもご指摘がございましたとおり、当然ながら、これはバリアフリーということで、そういった福祉の観点からのやっぱりご意見も伺うのは、当然これは必要なことだと思いますので、私どもの福祉課のほうとも相談しながら、共助会ですとか、それからバリアフリーマップをつくっているそういった団体の方の紹介もいただきながら、そういうご意見も聞けるような、メンバーにも加えていけるような形で取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○林委員長 はい。（発言する者あり）いい。

それでは、はやお委員。

○はやお委員 道路整備方針のところなんですけど、私のほうがやっぱり……

○林委員長 いいですか、沿道協議会のほうは大丈夫。

○はやお委員 あ、沿道協議会じゃないと、だめ。

○林委員長 まあ、絡むと思うんですけど、どうぞ引き続きまして。

○はやお委員 いろいろと安心・安全が大切だろうという話も、今、委員からも出ていて、そういう中で一番最初に、私が一番言いたかったことは、その上位計画がどういうことが道路整備方針、上位方針がこの道路整備方針に反映しているかがわかる必要があるんじゃないかと言ったので、私は一番、ここの1-4の一番最初のスタートのところの上下の関係を明らかにするべきだと言ったんですね。そうしたら、第2弾で来たのがこのベン図だったんです。また余計わかりにくくなったんです。で、また今度来たら、またさらにわかりにくくなったと。いや、一生懸命努力されていることはよくわかるんです。だけど、私は理解できないんです。

というのは、一番最初にその関係、上位性を確認するというのは、何を言ったかということ、例えば豊かな緑を育むための都市緑化植物ガイドラインというのは、これは幅広に道路を超えて関係するから、上のほうにあるんじゃないんですかと言ったつもりなんですよ。例えば、道路だけではなくて、壁面緑化だってあるでしょう、〇〇があるでしょうと。だ

ったら、それを受けて道路計画があるんじゃないんですかと、そういうことをわかりやすく書いてくださいと言ったつもり。そうしたら、ベン図になっちゃって。で、ベン図になったと思ったら、急に、ここになかった計画がふえたんですよ。

例えば、このベン図のほうですね。それは何かというと、急に——大切なことなんですよ。地域福祉計画など。それはバリアフリーに関係するときに、この地域福祉計画というのはすごく大切なんですよ。何かといったら、何であそこがきれいに点字ブロックを使って駅から整理できたかということ、一部聞くとところによると、えみふるをつくるときに都庁のほうに計画を出した際に、その補助金が出たと。それだから整備できたんですよ。

というように、つまり福祉と道路だって密接に関係しているんです。それでいながら、今回のところは、今度は急に、見たら地域福祉計画は抜けちゃっているんですよ。そうしたら、我々としては何を基準に何を考えて、ただ、はやおが言っているから、じゃあ、これだったらいいか、これだったらいいかといって、意図を理解しないまま作業しているような気がするんですよ。だから、これも私には理解できない。ふえたり減ったり、減ったりふえたりしていたら、どういうところなんですか。

基本的には出てくる方針とか計画というのは変わらないはずなんですよ。その中で位置づけをどういうふうにこの道路整備方針は受け、そしてまた個別計画に反映させるところが、はっきりかっちりわかってくれということを行っているんですよ。つまり、さっきの言ったことなんですよ。これがしっかりできれば、協議会の話が整理できるはずなんですよ。何を大切に、最終的には計画に戻るんですよ。原理原則に戻るんですよ。数学のあれをやるにしたって、最後は定義定理に戻るんですよ。それで証明を解いていくわけです。戻るべき、よりどころとするところがいつもぐらぐらぐらしているから、議論がぐらぐらしちゃうんですよ。だからこれ、だめだと思えますよ、はっきり言って、また。

じゃあ、まずは何でふやしたり減ったりしているのか、そこを説明してくださいよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 前回の25日とその前の当初のほうにも地域福祉計画と入れてございます。ただ、当然その表現といいますか、そちらに書かれていることは整合性をとっております。今回のこちらのほうには、まちづくりに関する計画をこの中にまとめたものでございます。ですから、これ、基本計画のところから、当然、横には地域の基本福祉計画ですとか、それから地域防災計画ですとか、そういう個別の方針、計画は当然でございます。それを、全てを入れるというのは、ちょっとわかりにくいのではないかと考えて、まちづくりに関する計画をこう入れております。

それから、当初のその豊かな緑を育むための都市緑化植物ガイドラインのほうが上位計画なのではないかというお話がございましたが、確かに都市緑化植物ガイドラインは、街路樹だけではなくて、全体のことを書かれております。だからといって、道路整備方針がその下に来るといのはちょっと考えられない。道路の中の街路樹のことは当然整合を図っていくと、そういう考えでございます。

○はやお委員 だから、上も下もなければ、平行にすりゃいいじゃないですか。そしてまた、これだけの陳情が出てきているということは、緑を守ってくださいと。生産性よりも、もう少しどういふふうに考えていくのかと。悩まなくちゃいけないところに来ているんですよ。そのときに道路整備方針が、ここが肝になるわけですよ。考えの基本になるわけですよ。それで、まちづくりに関する計画だけで、私たちは道路整備方針を構築して

いきますかのような話になったらまずいでしょと。やはりせめて、細かいことは書かないにしても、道路整備方針の計画の中には、他の計画との関連性というのを表示するという事は非常に重要なことだと思うんですよ。その辺のところはどういうふうに考えるのか。重要だと思うからこそ、ベン図で執行機関はまず出してきたんだから、ここを常に積み上げなんですよ。大切だと思ったからベン図の中に、結局は防災の視点で、地域防災計画なら、それは当然ですよ。街路樹だとか道路の関係といったら、防災観点が必要なわけですよ。それをまちづくりだけにやったら、また狭義で狭くなっちゃっているんですよ。でも、もう時代はもっと広義的に考えてくれという時代になっているのに、これじゃ、ちょっと僕はね、資料としてはもう一度再考してもらいたい。というのは、陳情が出ていることについて、どうやって受けとめているんだという話にもつながるといことなんですよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 委員のおっしゃることもわかるんですけども、ほかの方針ですとかそういうところでは、余りにも広げたそういう表現、当然、地域の福祉、バリアフリーですとか防災の観点は、この中に、中を見ていただければ、入っているところをご承知のところだと思いますが、絵として、この位置図、位置関係というそのものを、この中にいろんな項目を表現するのはいかなものかと思ひまして、このような形にしております。

○はやお委員 もうこれ以上言わないよ。同じ話になっちゃうもん、だって。こっちは必要じゃないかといって——あ、すみません。

○林委員長 はやお委員。

○はやお委員 あのね、私は必要じゃないかと。

それで、こうやって陳情が出てこなければいいですよ。でも、やはり皆さんは道路に対しての、その街路樹に対しての意見が、それで、そこにどういうことが入っているかといって目が注視しているわけですよ。その中で私は必要ないと言うとなると、そういう話じゃないの。やはりこのところについては、余計、話が拡散するという事よりも、だって、ベン図でだって、間違いなく必要だからこそ一度は入れたわけですよ。それが都合で図が変わっていくということ自体がないと思っているわけです。そして、当然のごとく、こういうふうに安心・安全の道路をつくっていかなくちゃいけないといったら、福祉の観点も必要でしょう。そして、一番大切なのは、発災の関係が大切なんですよ。そこに関連図がないということについては××××ではないかということは何度も言っているわけ。

（発言する者あり）

○林委員長 あ、取り消し。

○はやお委員 あ、何。あ、××××。はい。すみません。

○林委員長 あ、取り消し。訂正。

○はやお委員 そういふのでは、不足——訂正します。不足ではないかということなんですよ。というところをしっかりとやっぱりもう一度考えてもらいたい。

ちょっと今ね、これだと、ちょっと委員長に整理していただかなくちゃ、これはずっとこの話になってしまうと思うんですよ。だから、せめて出てきたところを、位置関係を、上下でなくても平行もあるでしょう。このぐらいに微妙に出すのもあるでしょう。場合によっては完全に下のもあるでしょう。そういうところを自分たちで、こういう関係で全てのいろいろな計画、方針、構想を受けとめて、こういうふうにつくっていくんだというこ

と、これこそが考え方の集約ですから、そこを外すということについてはあり得ない。

○林委員長 これ、4月の段階と5月25日の段階と本日の段階で、地域福祉計画ですとか、1回掲示を、俎上になったのが出たり入ったりしていますけれども、庁内で関連部署とどういう調整をされて、載付けたり外したりされているんですか、事実関係で。していないで、まちづくりの部隊だけで、これは入れたほうがいいかね、やっぱりやめておこう、とかという判断をされたのか。どういう議論経過で委員会資料として——委員会資料というともう区民に示す形で全部出てしまいますから、出たり入ったりというのは、非常に重要な判断、意思決定の判断になってくると思うんですけども、どういう庁内で手続きして出し入れされたんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 当初この地域福祉計画ですとか地域防災計画、そちらを入れたときには、当然この整備計画が整合を図っていかなきゃならないというところで、お話を聞きながらつくりました。で、私どももいろいろ、どうやったらわかりやすくなるかというところで考えて、当然、地域福祉計画、地域防災計画というのは、その個別計画の中で関連してくるといのは当然のことなんですけども、これをもっとわかりやすくという考えで直しているところがございます。

○林委員長 ちょっと、ごめんなさいね。意図がわからないんですけど、タイトルは「区の計画や施策との関係」となっているわけですよ。で、4月の段階、5月の段階というのは、全庁的なさまざまな計画が位置づけられていたと。変わっていない(3)の「区の計画や施策との関係」でこの図を見ると、まちづくりに関する計画にぐっと落としているんで、これはどういうふうに庁内手続をとって、これで委員会資料として出そうとされたのかということ、確認を委員のほうからもされていますし、委員会としてもしなくちゃいけないことだと思うんですよ。タイトルを変えなくちゃいけないんです、もしそうだとすると。「区の計画や」じゃなくて、「区のまちづくりに関する計画や施策との関係」というんだったら、これはもしかしたら合格点になるのかもしれないですけど、全般の計画との主題と答えが全くかけ離れているのに対して、どういうふうに庁内で確認作業をされたんですかということをご説明していただきたい。

○須貝基盤整備計画担当課長 今のご指摘の、庁内でのこの図面、図というかこのチャートについては検討してございません。

○林委員長 検討してくださいと、ずっと今までの積み上げで、何年前かな、3年、4年ぐらい前から、街路樹のいろんな陳情が区民の方から出られたときに、全庁的に少し行政のほうの執行機関として考え方を整理されたほうがよろしいんじゃないですかと。そうしないと、まちに出たときに、こういう視点もあるね、ああいう視点もあるね、と言われたときに、いや、この指針に基づいてこの道路の整備の計画を立てているんですといったときに、最後に戻るべきよりどころになるんじゃないのかなと思って、それで整理すると副区長も決算のときに答弁でおっしゃられたはずなんですけど、それが変わってしまったという受けとめでよろしいんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 その考えは変わってございませんが、何度も同じことになってしまいますが、何とかこれがわかりやすくなるかというところで、まちづくりに関する計画との関係性をこちらに入れているだけで、この横に書いてはございませんけども、当然、基本計画のところから福祉に関する個別計画ですとか地域防災に関する個別計画だ

とかは出てくるところでございます。それとも整合性を図っていくというのは、当初から変わっていないところでございます。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 これまでの流れのとおりだと思うんですけども、陳情との問いとの関係で考えれば、先ほども言われたように陳情者が問いを発しているのは、街路樹との関係、その果たす役割やその機能について、しっかり専門的な視点も含めて把握されていないで道路の工事に入っているんじゃないかということ。それから、そのステークホルダーとか地域住民の、あるいは企業、大学の関心、そういった思いを受けとめる手続的なものになっていないんじゃないかという。で、そういうことがこれからこの方針のまま行ってしまうと、同じことを繰り返してしまうんじゃないかというような、今、疑問があるわけですね。

で、よりどころとする、本会議場ではこれ、その部分を、じゃあ一度切り離すという話もありましたけれども、いや、切り離しませんということで、これを土台としてやっていきます、全体を包括してやっていきますと言っているのであれば、そこはやっぱり今の福祉との関係、それから景観や防災機能との関係というところをしっかりと受けとめた体系になってこないか、だめなんだろうというふうに私は思います。

で、ちょっと質疑してもいいですか。

○林委員長 どうぞ。

○小枝委員 この方針、素案の中で、これはすんといろいろな落ちていることはあるんですけども、最もわかりやすく落ちている部分というのは、陳情との関係で言うと、第一に街路樹の働きというところの整理だと思うんですね。いやいや載っていますよと言うんですけども、通常、さまざまな学識の資料を当たると、最低四つの大きな柱があると。一つは景観形成機能であると。二つが環境保全機能であると。三つ目が交通安全機能であると。四つ目が防災的な機能であると。そのそれぞれの柱にもっと大きなさまざまな枝が入ってきて、やれ、ヒートアイランド、歴史文化、いろいろなことが入ってくるんですけども、そういうことがまとめられているページがないということが1点。

それから、この間、土塀でしたっけ、ブロック塀が倒れて、亡くなる、死者が出たというようなこともあって、本会議場でも皆さんいろいろおっしゃって、そのとおりだと思うんですけども、読売新聞なんかに成熟都市で初めて経験した、阪神の、淡路の震災におけるところの記述が載っていたんですけども、阪神・淡路の震災では、街路樹がいろいろ、壁の倒壊や電柱とか、それからこういった塀の倒壊のかなり防止になったというようなことも、ネットで調べてみたらもう本当にたくさんその論文は大阪の大学を中心にして載っていました。そこから引張ってくると、防災の機能だけとっても五つあると。その五つは、1点目が火災延焼防止機能。2点目が家屋等倒壊被害軽減機能。3点目が落下物からの歩行者被害軽減機能。4点目が隣接建造物からの転落事故被害軽減と。5点目が水害時の道路境界明示と。五つ目まで入れるかどうかは別にして、私が言うまでもなく、こういうものを包括的につくるのであれば、行政のほうからそれがしっかりまとめられたページがあってしかるべきだと。

まとめて言っちゃうと、最後がもう一つ重要なんですけども、その適正な手順・手続ということがとられなければいけないと。そうすると、これはもう、本会議でも皆さん言われていたように、国でもかなり方針が出ていると。専門家の見識とか識見を入れる。そ

れから、自民党さんの質問の中でも千代田区のブランド化ということもおっしゃっていましたよね。そういうふうなところでは、そのブランド化のところをどうするのか。住民の意見反映を、学校、地権者、企業というところで、早いうちにこういった世論把握をすべきであるというようなことが盛り込まれていれば、これで今までの経験値を踏まえた方針としてできますね、区民に聞いてみましょうというふうになるんだと思うので、ぜひそこから辺をまとめて出してきていただきたいというのが質問です。

○須貝基盤整備計画担当課長 今のご指摘の街路樹の役割ですね、そのものは当然認識しているところでございます。ただ、確かにそれをこちらのところに、道路整備方針ですので、その街路樹の役割までをお示しがしていないところはございます。

それから、街路樹が防災機能でも、防災としていろいろな役割を持っているということもでございます。それも含めて入れられるようにしたいと思えます。

それから、三つ目の専門家のご意見、適正な手続をしているかどうかということで、こちらにつきましては、参画と協働のガイドラインに従いましてパブリックコメントを行うということと、あとこちらの道路整備方針については専門家の方のご意見も伺っているところでございます。

○小枝委員 前段の街路樹の果たす役割とその機能の明記に関しては、検討するということがだったのでぜひお願いしたいんですけども、手順手続に関するところというのは、これはもう前回は、あるいは前々回はですかね、議論されているんですけども、可能であればやっぱり合間のところでも、各、非常に内容的には具体的なものになってきますので、もう少し、間、間に、個別、どんな中身を言っているんですか、どういうふうにしましょうかという話をやっぱりコミュニケーションしてほしいんですよ。私たちはもめたくて言っているのではなくて、できるだけスムーズに、本当に行政も大変だと思うんですね。一方のこっち側からも言われる。一方のこっち側からも言われる。でも、行政の役割は、公平な立場からそれを調整して、一番いいベストチョイスに持っていくことのはずなので、そのための手続論を整理しましょうということなので、そこはかたくなにならないで、もうそろそろここで、もう一步、どの段階で意向調査をしたらいいのか、どの段階で先ほどのような車椅子の方の実地での検証もしたらいいのかとか、そういうことをやらないと、常に契約後の後手後手になるんですよ。これ、何回やりましたか。もう、何回。この税金の損失のほうが私は膨大だと思うんですよ。だから、できるだけ先にスムーズになるように、この手順・手続のところはしっかりといいものにしていきたいと思えますので、ぜひご検討をお願いします。

○須貝基盤整備計画担当課長 そのために、まずはパブコメを行いたいと思っているんですが、それがなかなか行けない状況にあるということと、あと、まず基本的に、道路というものが道路法という法律のもとに成り立っているものでございまして、大きな制約がございまして。現状の道路というのは、時代の変化に対応しながら、法を解釈した上で、それぞれの管理者が独自の方針やルールに従って、整備とか維持管理をしてきたというところがございまして。まさに区道を中心とする千代田区の道路については、私たち千代田区の道路の職員がずっと維持管理をしてきて、そういう蓄積されてきたものがございまして。ですから、そういう意味では、一番、千代田区の職員が千代田区の道路に関しては一番専門家であるということはあると思っております。ですから、この道路整備方針につきまし

ては、それらについて今まで行ってきたものを、文章、明文化したというところで、ご意見は当然パブコメの中で伺っていききたいというところは考えてございます。

○小枝委員 平行線になりたくないの、ちょっとパブコメをという位置づけが、もしかするとそれ自体を世論調査と思っているんじゃないかと。パブコメに出すということは、行政はもうかなりの部分、もう、満を持してこのプランを皆さんにお示しをしたいのだと。もう全体世論把握はした上でこの方針をつくりましたと。今言われた、行政は道路管理者としてのプロでしょうと。蓄積があって、その視点からやりました。でも地域住民は、生活という実感や、いろいろな愛着であるとか安心であるとか、高齢者の人の感覚であるとか、車椅子の人の思いであるとか、そういうところはやっぱりプロじゃない。やっぱり当事者に聞かないとわからない。だから、後でひっくり返ることになってしまいがち。

それを、一つの、こう、何とか理想的なプランをここに掲げて、その上で行政に寄せられる、いろんな、やれ、虫が落ちるの、葉がどうだという話もあるでしょう。季節によっては、今だったらもうすごく暑いから、やっぱり葉っぱがあってよかったと言われる。みんなその日その日の思いの中で生きているというのも実際はあるわけですよ。その辺はやっぱりともに考えてともに選択していくという、そういう手順・手続であるということが第一なのと、あとはやっぱり専門家の識見ね。さっき言った街路樹の働きが四つあると言ったけど、景観形成、環境保全、交通安全と防災とあるならば、この4点を行政の担当者間だけのやりとりではやっぱりなかなかできない。だから、そこは専門家の識見を通してさまざまな選定ができるという結論に至っていれば、議員が聞くときも一から聞かなくて済むというのが正直ありますよね。

今のままですと、何かこの部分が協議されていないんじゃないのかというのを永遠にやるのは、本当にお互いに消耗でもあって大変なので、この手順・手続のところは専門家の識見をしっかりと入れて、千代田ブランドをしっかりと確立して、地域住民の、あるいは地権者、企業の、学校の意見を早い段階で、早い段階で聞いて、そのエビデンスの上で議会も協議会も行政も、あるいは専門家も判断できるという、こういうフローチャートになっていくのが好ましいでしょうということを、本会議でも私は申し上げていますので、パーフェクトは求めません。でも、せめて少しその方向に行きつつあるなというにおいぐらいは見せてほしいんですけど、全くこれだと、今までと何にも、そんなに頑固に決めてしまうと本当によくはないと思いますので、ぜひご検討いただきたい。

○須貝基盤整備計画担当課長 また街路樹の役割もお話も出ましたけども、街路樹というものがそもそも道路附属物でございますので、当然、景観の向上ですとか環境保全、それから防災、交通安全という役割はございますけども、まずは本当に道路という機能としての中で街路樹があるというところは、認識というかおわかりいただきたいと思います。

○林委員長 あの、まだ……

○小枝委員 もう最後にしますよ。

○林委員長 小枝委員。

○小枝委員 今のそのお悩みもずっと言われていて、国土交通省の国総研って、国土技術政策総合研究所というところが昨年4月に自治体向け街路樹再生の手引きというふうなものを出していて、それはもう街路樹、たくさんもう、かなりもう植え込んであるので、その管理のあり方が非常に大切な段階に来ているということについて言っているわけですね

れども、そのところで、街路樹は道路の附属物との位置づけで、知識が不十分なまま管理に携わらざるを得ない行政担当者もいると。より適切な管理のため、樹木医など専門家の知見も活用してもらいたいというふうに書いてあります。

で、この冊子の中身を見ていただくと、かなり丁寧な手順・手順が載っているんです。ぜひ、頑固にならずに、国も自治体は悩んでいるだろうと。悩んでいるだろうから、その道路附属物という位置づけにこだわらずに、もう少し視野を広げて、しっかりと専門家の知見をとって、現場でトラブルないようにやりましょうという、そういう国のガイドラインが自治体向けに出ているということです。もうこれ以上やると皆さん嫌になっちゃうんで、もうお願いですから、お願いしますと。お願いですから、お願いします。はい。再検討してください。

○林委員長 ほかにご意見というか、ありますか。まとめる前に、じゃあ木村副委員長。

○木村副委員長 千代田区の道路整備方針というのが、例の白山通り、都道の。あれもイチョウ並木ですか。これらの伐採もあったということで、千代田区の道路整備方針も踏まえて今後の整備を考えていくという、そういう都の意向が示されているだろうと思うんですね。

で、イチョウは東京都の木でありますので、イチョウ並木をどのように整備するかという問題だと思うんだけど、千代田区の道路整備方針はイチョウは外来種だと。在来種のほうがふさわしいという道路整備方針をこれからつくろうとしているわけですよ。千代田区の中には区道だけじゃなくて都道あるいは国道と、いろんな団体が所管する、管理する道路があって、それぞれの道路の管理者によって、いろんな街路樹、並木がつくられていくと。それで区内のすばらしい景観形成が図れるのかと、そういう心配が生まれてきます。

となると、今後、神田警察通りと白山通りと明大通り、これが街路樹問題で住民の皆さん、市民の皆さんが声を上げられた区道、都道なんだけれども、こういう方針をまとめて、白山通りや都道との整合性、これをどうやって図っていくんでしょうかね。都道の整備の障害になりませんか。ちょっとその辺、区の見解を伺っておきたいと思います。

○須貝基盤整備計画担当課長 まず、都の白山通りの今後の整備方針というところは、東京都のほうに確認いたしました。昨年2月に説明会においてお話をした西側の工事は、千代田区の方針と都の技術的再検討結果のすり合わせを行うまで休止ということは変わらないそうです。当然、千代田区の方針が出ましたら、それと東京都の技術的再検討結果を、それをすり合わせるというお話なんです。こちらの区の道路整備方針について都にもご意見を伺っております。そうしましたら、区独自の方針なので、都としての意見はないということでございました。

それから、イチョウを外来種と排除しようとしているというお話ですが、区の道路整備方針としましては、生物多様性の観点から、在来種のほうが望ましいということで、参考として載せさせていただいております。ですから、これに従って東京都が都の木であるイチョウをなくしていかなきゃならないとか、そういうところではございません。

○木村副委員長 関係ないと。

○林委員長 まだ。

○木村副委員長 まあ、いいです、質疑は。質疑はいいです。意見はありますけど。

○林委員長 いいですか。ええ。

次が陳情についての取り扱い並びに意見等々に入ってくるんですけども、道路整備方針に関しては、陳情の中身に直接入ってきてしまうんで、これまでこの企画総務委員会でも数年にわたりさまざまな陳情の審査をやってきまして、その一つの到達点で、ある一定の、課長はわかりやすいという表現を使いましたが、まさしく区民ですとか関係者がわかりやすい指針になってくれるのかなと思ったんですけど、岩佐委員のほう福祉の視点でわかりづらいですとか、はやお委員のほうは関係図がわかりづらいですとか全庁的になっているのかというのもありましたんで、ちょっとここは、陳情の審査に入る前に、どう、もうこのまま行っても、パブリックコメントでご意見が来て、指針ができたとしても、陳情のやりとりの、まあ小枝委員なんかは典型的なんですけども、やりとりの話とこの整備方針が全く同じ議論になってしまうと思うんですよ。

ちょっとそこを超えた形で、一定の、皆さんで、庁内の方も区議会のほうも確認して、道路というのはこういうふうにやっていきたいんだと。既存の街路樹というのは大きい木もたくさん今はあると。これをバリアフリーの観点からもし小さくしなくてはいけないんだったら、この指針にのっとってやるんだと。区の計画じゃないんだと。ただ、そこにつけ加えるんだったら、福祉の視点で、どうしてもこの木は大きな木を小さな木にしていけないと通れないと。バリアフリーという名目上も。その確認の場が協議会だとすると、さまざまな意見聴取というのは5月25日に出ていましたけれども、帰るところはこの道路整備方針なんだというところに行ってくれば、我々も陳情でこれだけ、年、数度にわたり、数多い街路樹に関しての陳情の審査をやっていきますけれども、もうここで課題解決、整備方針でももらえるのかなと思ったんですけど、なかなかそんな状況でなく、これが仮にパブリックコメントをやられて道路整備方針でございましてやったところで、やっぱり同じ陳情が出てくるんだしたら、せっかくつくったのに何の意義があるのかなという形になってしまうと思うんですよ。

ここはやっぱり全庁的に少し防災の視点、福祉の視点というのをもう少し明確に位置づけられたほうが、結果的に、区議会のほうでも陳情が今後出てこないほうが、本来だったら望ましいと思うんですよ。まちの中の協議会の中で、整備方針に基づいて、いや、福祉の視点は入ってまして、この木をどうするか話し合いましたよと、もう大丈夫ですよという形になると、契約案件がうんたらかんたらの可決しても、後でもめごとが起こるかという、前さばきのほうがいいような気もするんですけども、そのの見解はどうですかね。ダイレクトに陳情審査に入ってくると思うんですけども、位置づけのほうなんですよ、道路整備方針の。とりあえずパブリックコメントをやってみると。やってみてご意見が来ると。で、方針が確定した後も陳情が来ちゃったという、また新たに。なってくるとこれまでの議論の4月25日、5月25日で、本日も、もう3回にわたり方針の確認作業をやっていきますけども、やっぱりなかなか意見がかみ合わないというのはどうなんでしょうかね。

どっちが答えるのかもわかりませんが、全庁的にちょっとやってもいいのかなと思うんですけど、いや、その必要はないというんだしたら、もう我々のほうでも陳情が今後たくさん出てくることを想定しつつ話していかなくちゃいけないんでしょうし、この陳情審査を。今出ている30-1ですとか30-8については。そうじゃなくても、これをもって街路樹に関しての陳情というのは、もう大体整理というか課題解決が関係者の中で、

区議会に陳情提出されるまでもなく、できるようになってもらえればいいのかと思うんですけど、難しいのかな、それは。

いや、答えがなければ、陳情の審査のほうでご意見のほうを確認しますけれども。特になければ。いいですか、じゃあ。取り扱いも含めて陳情のご意見。（発言する者あり）陳情に関して審査、今、報告事項、関連する報告事項に関してのやりとりをやりましたので、陳情書の中身ですとか取り扱いについても、意見等々もありましたら。

○木村副委員長 きょうの審査に――まあ、陳情書は協議会の内容であるとか協議会を早期に開始してほしいという内容と、それから道路整備方針については議論を積み上げて専門家の知見も入れて、それで千代田区の街路樹のあり方を描けるような、そういう道路整備方針にしてほしいと、そういう内容だったと思うんですね。結局、陳情書の趣旨の一つは、やはり道路整備方針に対する見方が同時に陳情の審査の視点にもなってくるだろうというふうに思います。

それで、実は審査に先立って、道路指針を、方針をつくるきっかけとなった委員会の集約を、ちょっと28年10月17日の集約をちょっと取り出してみました。ここでは最終的に5名の委員の方が――ちょっと、ちょっとごめんなさい、二、三分。5名の委員の方が意見を表明し、あの例の一定の集約に至ったわけです。その委員の意見というのはこういうものでした。

安全・安心の観点から存続が困難なものを除き、基本的に街路樹は保存だと。共存共栄の道を図るべく最大限の計画変更の知恵を尽くしてほしい。明大通りのプラタナスの街路樹についても同様だ。私――これ、大串委員だったかな。それから、千代田区として道路整備のビジョン、とりわけ街路樹に対してのビジョンがなかった。ぜひ道路整備の方針を策定してもらいたいと。これはもう一方ですね。それから3人目の方は、街路樹を保存する方向で整備方法の見直しを確認したいと。街路樹全体の維持管理の方法、住民参加を含めたルール化の検討を求めたい。それから4人目は、イチョウ並木、これはイチョウ並木の陳情でしたから、基本的に生かす。保存することで知恵を結集してほしいと。歩行者にも樹木にも優しい道路づくりをするために基礎的調査を国にお願いしたい。最後には、千代田区における面的な街路樹のビジョンを明確に示し、住民と十分話し合いを行って合意形成を図っていただきたいと。つまり、既存の街路樹の保存と。それから、街路樹の維持管理、住民参加、面的な街路樹のビジョンを示してほしいという集約を受けて始まったのがこの道路整備方針なんです。その道路整備のビジョンが示されたのかと。

これ、道路整備方針素案のビジョンといたらね、街路樹については植栽空間や植栽目的に適した樹種の選定が重要だと。将来像2でうたっているのは、余りにも貧相じゃないかと。これは委員会として集約し求めた内容と、実際出てきた内容というのは余りにも落差があり過ぎると。これは委員会の集約と行政から出てきたものが余りにも違う。なぜかという、やはり私は議論の時間が非常に少なかったと。だって、区の計画ではですよ、区がつくった計画では昨年の秋には素案が出ているんですよ。素案ができたのはことしの4月25日の委員会じゃありませんか。それでパブコメをやって決めちゃうなんていうのはね、余りにも住民参加、市民参加を軽視していると、そう言わざるを得ません。

ですので、市民参加、住民参加で議論を練り上げると。そして街路樹方針をつくり、街路樹のビジョンを示せという陳情書の趣旨に沿った、私は対応を求めたいと思っているの

で、この陳情の趣旨を生かすということで、これは何だ、採択じゃないか、取り扱いか。生かすような取り扱いをぜひお願いしたいというふうに、これは私の主張ですね。（発言する者あり）

○林委員長 取り扱いで。

小枝委員。

○小枝委員 整備方針のほうの議論と、今言われたとおりこの陳情の処理というのは、やっぱりまだ深くかかわっている。整備方針について幾つかの点で持ち帰り検討ということと言われていたので、やはり好ましい、これは決して先送りではなくて、その間、本当にしっかりと私も協議をさせていただきたいと思いますし、個別に詰めていきたいと思いますので、ぜひ、この、より私たちも胸を張れる道路整備方針ができる方向での、次回なりを待って、陳情の取り扱いもその段階でというふうをお願いをしたいと思います。継続です。

○林委員長 はい。

ほかの委員の方。

○米田委員 木村副委員長が言ったように、もともとは街路樹の問題でこういうことがあって、道路整備方針がないからだという形で僕も認識しております。その点はちょっと、気持ち薄いですけど、（発言する者あり）配慮した文章も確かにありますよ。樹木医の専門家の診断とか。で、更新の際には地域と十分の話し合いを持って、意向を踏まえてやると。こういう文言も確かに入っていますよ。ただ、まだ今意見の中では、そういったところが足りないんじゃないとか、さまざまそういった意見がありますので、もうちょっと審議してもいいかなと私も思います。その中で、協議の中でまたこの文言をつけ加えるとか、この道路整備方針があれば、今後いろんな問題があったときに、ここに立ち返っているようなことが整備できるという方針にしたいと思いますので、私ももうちょっと継続でやって、いろんな議論を深めていきたいなと思っております。

○林委員長 ほかに。よろしいですか。

はやお委員。

○はやお委員 本当に議論の議論はしたくないんですけども、やはり私はこの道路整備方針というのが、やはり先ほどの副委員長の話が出たように、これが非常に大切な、それのことによって、今後のことについてのさまざまな街路樹のこともということを言っている。だから内容についての不備、いろいろなことがあると思いますけど、私は一番、このページに書いてあるその関連図というところではないんですが、この区と、区の計画や施設の関係、そして道路整備方針と区の計画や施策との関係、私たちはこれがなければ質問もできないんですよ。こういう考え方が、あなたたちは反映しているんですね、上位なんですね、または同時なんですね、または相互関係しているんですねというところをしっかりと書いていただくことによって、それで計画を読み込んでいくわけですよ。そして、そこがあるのか、どういう差異があるのかというところでやっていく点については、ここをしっかりと整備していただいて、そして初めて堂々とこの陳情の整理に入れるというふうに思いますので、もう一度このところについては継続でやるべきだと考えます。

○林委員長 ほかの委員の方は。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。採択というご意見もありましたけれども、引き続き継続した陳情審査が望ましいという方が複数というか何名かおられましたので、この陳情の取り扱いについては継続審査という形でよろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。

執行機関のほうには、今、本日も議論にありました点を含めて、もう一度、大変お忙しいところ、この時期ですけれども、全庁的にさまざまな視点、福祉の視点ですとか全庁的な計画の視点等々ももう一度、直せと言っているわけではなくて、見詰め直して、きれいに説明のできるような形で委員会の報告案件にさせていただきたいと思います。よろしいですかね。

それでは、送付30-1、明大通り・街路樹の保存に関し拡大協議会開催を求め、加えて道路整備方針に関する陳情、参考送付、現下検討中の道路整備方針に関する陳情、送付30-8、千代田区議会に対する陳情の3件については、継続審査の取り扱いとなりました。